

監 査 第 40 号  
令和 4 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之 様

三重県監査委員 伊 藤 隆

三重県監査委員 東 豊

三重県監査委員 廣 耕太郎

三重県監査委員 内 田 典 夫

### 令和 3 年度三重県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、令和4年7月20日付け防災第06-32号で審査に付された令和3年度三重県内部統制評価報告書について審査した結果、別添のとおり意見書を提出します。



## 令和3年度三重県内部統制評価報告書審査意見書

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年9月29日

三重県監査委員	伊藤	隆
三重県監査委員	東	豊
三重県監査委員	廣	耕太郎
三重県監査委員	内田	典夫

### 1 審査の対象

令和3年度三重県内部統制評価報告書（以下「令和3年度評価報告書」という。）

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度評価報告書の審査は、三重県知事が作成した令和3年度評価報告書について、三重県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

### 3 審査の実施内容

令和3年度評価報告書について、三重県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、三重県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

### 4 審査の結果

#### (1) 審査の意見

令和3年度評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### (2) 検討を要する事項

審査において、次のとおり一部に検討を要する事項が認められた。

##### ア 重大な不備に該当する判断の基準及び理由について

令和3年度評価報告書では、職員の服務規律において評価対象期間中の運用上の重大な不備（1件）を把握したとしている。加えて、「令和3年度三重県内部統制評価報告書」説明資料（以下「令和3年度説明資料」という。）では、令

和 2 年度三重県内部統制評価報告書（以下「令和 2 年度評価報告書」という。）において不備ありとした事案のうち、令和 3 年度に当該事案に関する調査が終了した結果、重大な不備に該当するものが 2 件あったとしている。

しかしながら、これらの合計 3 件の事案については、それぞれ重大な不備に該当すると判断した基準や具体的な理由が示されていない。このため、内部統制評価報告書や説明資料に記載すること。

#### イ 評価の実施後に重大な不備となった事案に係る取扱いについて

上記の令和 3 年度説明資料に記載されている 2 件の事案については、令和 2 年度評価報告書において不備ありと評価したものの、その後、重大な不備に該当するものとなったため、令和 3 年度説明資料に「その他報告事項」として記載されている。

このため、内部統制評価報告書の提出後に、評価結果に関わる事実が把握された事案に係る取扱いについて明確にすること。

#### ウ 重大な不備に該当しないと判断した理由について

令和 3 年度評価報告書等において不備ありとされた事案のなかには、重大な不備に該当しないと判断した理由等について説明が必要と思われるものがあつたため、これらの事案について評価部局に確認したところ、あらかじめ定めた基準に照らして判断した理由や手続きについて説明を受けた。

その結果、その判断や手続きは妥当性を欠くものではないとの結論に至つたが、判断の理由等が明らかにされていない。

このため、県行政に対する県民の信頼を大きく損なつたと考えられる事案がある場合には、その判断の理由等について内部統制評価報告書や説明資料等に記載すること。

## 5 備考

調査対象期間における運用上の重大な不備（1 件）及び令和 2 年度評価報告書においては運用上の重大な不備ではなかったが、令和 3 年度に重大な不備に該当するとしたもの（2 件）の概要は次のとおりである。

#### ア 服務規律違反

職員が、令和 3 年 4 月までに年次有給休暇を全て取得した後、体調不良を理由に出勤せず、同年 5 月以降、医療機関を受診しないまま虚偽の申告を続け欠勤し、また平成 28 年 10 月から令和 3 年 4 月までの期間において、虚偽の理由を申告し、家族看護休暇を不正に取得した。本件への対応として、当該職員及び所属長に対して懲戒処分を行った。

イ 交通法規に反する運転

職員が、令和2年10月、私用車で道路を走行していたところ、信号機のある交差点で、横断歩道上を青信号に従って自転車で横断進行してきた被害者を負傷させ、その結果、行政処分及び刑事処分を受けた。本件への対応として、当該職員に対して懲戒処分を行った。

ウ 交通法規に反する運転

職員が、令和2年8月の運転免許更新手続きを失念し、約6か月間運転免許証が失効したまま運転し、行政処分を受けた。なお、無免許の間、県の公用車を計18回運転していた。本件への対応として、当該職員に対して懲戒処分を行った。